

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「水・緑・空」が輝くふるさと創造計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

小美玉市

3. 地域再生計画の区域

小美玉市の全域

4. 地域再生計画の目標

小美玉市は、茨城県のほぼ中央に位置し、人口約52,531人（平成24年4月1日現在）、面積は約140平方キロメートルで、霞ヶ浦湖岸北東に位置している。

霞ヶ浦に流入する河川は、園部川、鎌田川、巴川、梶無川の4本があり、その流域に沿った低地には肥沃な水田と、台地には畑地と平地林が広がり、大小の池がいたるところに点在している。

主な産業は農業であり、稲作等の他、「レンコン」、「にら」が県の銘柄産地の指定を受けており、さらにイチゴ・メロン、花卉等付加価値の高い農業への移行を進めている。

平成21年度に「茨城空港」が開港し、また北関東自動車道・常磐自動車道と一体となった「東関東自動車道水戸線」が整備され、交通の利便性が向上する一方で、生活排水処理の整備が遅れており、各家庭からの生活雑排水が、居住環境の悪化や農業用排水路に排出される汚濁により農作物に被害を与えており、市街地での環境改善を図るとともに、農村地域の快適で衛生的な環境の整備が広く求められている。

このため、平成20年度の地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金を活用し、地域の実情に応じた汚水処理施設の効率的で一体的な整備を進めた結果、汚水処理人口普及率は平成24年度末に47.9%まで達した。

しかし、依然、県平均値より低い数値であるため、より一層の整備促進を行い、豊かな水環境の改善を図り、美しい水と緑と空のまちにふさわしい「水・緑・空」が輝くふるさとづくりを目指す。

【目標】 生活排水ベストプランに基づく下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の整備を一体的、効率的に進め、高度処理化を推進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全並びに農業の振興を図る。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理施設整備交付金の活用により汚水処理人口普及率47.9% (平成24年度) から56.7% (平成29年度) へ8.8ポイントの向上を図る。

(目標2) 公共用水域の水質保全

市の管理する浄化槽や農業集落排水施設について、BOD10mg/L、SS15mg/L、T-N15mg/L、T-P1mg/L以下に改善して放流を行い、周辺河川と霞ヶ浦の浄化に努める。

(目標3) 農業被害の軽減

銘柄産地の指定を受けている「レンコン」の現況収穫高を10aあたり、1,600kgから1,650kgへ3%の増加を図り、水質向上による腐敗病防除効果により標準収入額5%の増加を図る。

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

生活環境の向上や河川等の水質改善を図るため、公共下水道事業の現事業計画区域1,267.0haのうち、1,055.3haが整備済みとなっているが、上玉里地区・栗又四ヶ地区の56.51haについて管路の整備を行う。

農業集落排水施設整備については、巴中部Ⅰ期地区に引続き巴中部Ⅱ期地区の整備を行なうとともに、納場北部地区処理施設の機能強化を実施し、汚水処理施設の効率的な運用を図る。

また、公共下水道並びに農業集落排水事業へ取り込むことが出来ない家屋を対象に、高度処理型合併浄化槽(市設置型)の普及を目指すとともに、平成29年度において単独浄化槽からの転換促進を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道……………平成25年2月7日に事業計画を変更している。

農業集落排水……………平成25年2月8日付け農計第1021号により、
事業計画承認の通知を県から受けている。

平成28年1月12日付け農計第878号により、
事業計画承認の通知を県から受けている。

合併浄化槽……………平成29年度に環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施。

【事業主体】 いずれも小美玉市
 【施設の種類の】 農業集落排水施設、公共下水道、合併浄化槽（市設置型）
 【事業区域】 農業集落排水施設 小美玉市巴中部地区・納場北部地区
 公共下水道 小美玉市上玉里、栗又四ヶ地区
 合併浄化槽（市設置型）小美玉市全域
 （公共下水道及び農業集落排水事業既設整備・計画地区を除く）

【事業期間】 農業集落排水施設 平成25年度～平成29年度
 公共下水道 平成25年度～平成29年度
 合併浄化槽（市設置型）平成25年度～平成29年度

【整備量】 農業集落排水施設 ○管路 （Ⅱ期分12, 363m）
 Φ100～200mm 補助分 L= 9, 977m
 Φ100～200mm 単独分 L= 2, 386m
 ○処理改築（納場北部 1.0式）
 公共下水道 ○管路
 補助分 L= 10, 220m
 単独分 L= 2, 920m
 Φ75～300mm 13, 140m
 浄化槽（市設置型） 140基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 3, 000人

農業集落排水施設 855人

合併浄化槽（市設置型） 500人

【事業費】	農業集落排水施設	
	事業費	1, 404, 000千円
	（うち、交付金 単独事業	702, 000千円 220, 200千円
	公共下水道事業	
	事業費	1, 100, 000千円
	（うち、交付金 単独事業	550, 000千円 230, 000千円
	合併浄化槽（市設置型）	
	事業費	181, 515千円
	（うち、交付金	66, 555千円）
	総 合 計	
	事業費	2, 685, 515千円
	（うち、交付金 単独事業	1, 318, 555千円 450, 200千円

5-4 その他の事業

○地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

「水・緑・空」が輝くふるさと創造計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

① 自然環境の保全及び交流事業

河川の水質状況や現状の霞ヶ浦の水質汚濁に少しでも関心を持っていただくために、市内全域の河川敷の清掃や道路沿いの清掃活動を行う「クリーン作戦」を実施する。

また、霞ヶ浦に流入する流域単位の住民団体「霞ヶ浦問題協議会」による浄化運動を促進するため、「探検隊連絡協議会」を組織し、水質調査や地域の自然、歴史などを学ぶ交流事業を実施する。

② 環境学習及び啓蒙活動の実施

学校等と協力し、小学生を対象にした処理施設の見学会を実施する。さらには、台所から流れでる雑物及び油分の減少を目指し排水口などへ取り付ける「水切りゴミ袋」等を各家庭へ無料配布し、水質浄化への啓蒙活動を行なうとともに接続率の向上を図る。

6. 計画期間

平成25年度～平成29年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に対する達成度を評価、公表する。整備状況により事業内容の見直しが必要となる場合には、適正化のための検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて適切な措置をとることとする。